

# 令和8年度 償却資産（固定資産税）の申告の手引き

長野県下伊那郡高森町

日頃より、当町の税業務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高森町内に事業用資産を所有されている場合、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）の資産所有状況を、法定期限1月31日までに高森町長宛てに申告する必要があります。

申告する資産がありましたら、この「手引き」を参考に申告書を作成してご提出ください。

## □送付書類

- 令和8年度償却資産申告書（償却資産課税台帳）2部
- 令和8年度種類別明細書（全資産用・プレ申告用）※ 令和7年1月1日時点償却資産の一覧
- 種類別明細書（増減資産用）

## □提出書類

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）…全ての方（増減に関わらず提出します）
- 種類別明細書（増減資産用）…資産が増加/減少した方、新規申告の方、事業をやめた方

※令和8年度種類別明細書（全資産用・プレ申告用）変更または初めて申告する場合を除き提出不要です。

申告期限 令和8年2月2日（月）

※令和8年度（2026年度）から償却資産申告書の様式を変更し、従来の「提出用」と「控用」の複写式から「提出用」のみの単票（2枚）となります。

申告書の控え（受付印）が必要な場合は、「提出用」1部に受付印を押印してお返しいたします。申告の際に「提出用」2部またはコピーをご提出ください。（申告書を郵送される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。）

提出用紙が複数枚必要な方は、高森町のHPからダウンロード または税務会計課までご連絡ください。

## □マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入について

申告書の5欄には、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあたっては13桁の法人番号を記入欄に記入してください。ただし、マイナンバーの記入ができない場合でも申告は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への記入はなかったものとして受理いたしますので、予めご了承ください（郵送の場合は写しを提出）

本人確認書類（提示又は写し（コピー）の添付が必要です）



電子申告(eLTAX)で申告する場合は不要です。また、法人番号には本人確認手続きはありません。

### 顔写真付きマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- 裏表両面のコピーを申告書に添付してください

### マイナンバーカードをお持ちでない方は

#### 番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード  
(通知カードの記載事項が住民票の記載と一致している場合は、番号確認資料としてご利用いただけます)
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(個人番号の記載があるものに限ります)

などのうちいずれか1つ

#### 身元確認書類

記載したマイナンバーの  
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

#### 【申告先・問合せ先】

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1

高森町役場税務会計課 税務会計係 担当：牧内 音々香／小林 千穂

TEL:0265-35-9413（直通） FAX: 0265-35-6854

## 1. 償却資産とは

個人や法人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸付けている方（以下事業者といいます）が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といいます。したがって、例えばミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象とはなりませんが、縫製工場等で業務用として使用する場合は償却資産として課税の対象となります。なお、

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価額10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算出されたもの（少額償却）
- ③ 取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの

は、課税の対象になりません。（②、③の場合であっても、個別の資産ごと耐用年数により通常の減価償却を行っているものは、課税の対象となります。）

## 2. 申告をしていただく方

事業者のうち、令和8年1月1日現在に償却資産を所有されている方です。

リース資産は、リース会社が申告することになっています。

令和7年12月末日までに、高森町内での全ての事業を廃止・解散・休業された場合も申告します。

## 3. 申告する償却資産（「主な償却資産の種類」は次ページを参照してください。）

令和8年1月1日現在において、高森町内に所在する事業用資産（自己の使用のものほか他人に貸付けているものも含みます。）のうち、土地・家屋以外の有形固定資産で、所得税・法人税において減価償却の対象となる資産について申告してください。

申告書は次の書類を参考に作成してください。

個人：所得税申告書の減価償却費の内訳部分等

法人：減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、固定資産台帳等

## 4. 申告の方法（「記入方法」は次ページ及び記入例を参照してください。）

### ○前年度（令和7年度）に申告された方

…令和7年1月2日～令和8年1月1日までの間に増加・減少のあった資産について申告してください。

※種類別明細書（全資産用・プレ申告用）が同封されている方は、申告書作成の参考にしてください。

→種類別明細書（増減資産用）

### ○初めて申告をする方

…すべての資産を申告してください。

→償却資産申告書、種類別明細書（全資産用）

## 5. 評価額の算出方法

申告の内容により下記の計算方法で評価計算を行い、価格を決定します。

・前年中に取得したもの： 取得価額 × (1 - 減価率/2) 注：減価率/2は小数点以下第4位四捨五入

・前年前に取得したもの： 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

※評価額の減価率は「6. 減価率表（旧定率法）」参照。所得税の定額法とは異なります。

### 計算例

取得価額 8,000,000 円、取得年月日令和5年3月、耐用年数 17 年※の太陽光発電設備の評価額

令和6年度評価額 = 8,000,000 × (1 - 0.127/2) = 7,488,000 円

令和7年度評価額 = 7,488,000 × (1 - 0.127) = 6,537,024 円

令和8年度評価額 = 6,537,024 × (1 - 0.127) = 5,706,821 円

※耐用年数 17 年の減価率 : 0.127

### 課税標準額と税額について

償却資産1点毎の評価額を合計した額が決定価格です。決定価格から課税標準の特例が適用される場合は特例額を差し引いた額が課税標準額となります。課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されませんが申告は必要です。

税額を求める際、高森町内に土地・家屋を有している場合は、これらの課税標準額も合算した後、千円未満を切捨てます

課税標準額（千円未満切捨て）×税率 1.4% = 税額（100 円未満切捨て）

## 6. 減価率表（旧定率法）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2年	0.684	11年	0.189	20年	0.109	29年	0.076
3年	0.536	12年	0.175	21年	0.104	30年	0.074
4年	0.438	13年	0.162	22年	0.099	35年	0.064
5年	0.369	14年	0.152	23年	0.095	40年	0.056
6年	0.319	15年	0.142	24年	0.092	45年	0.050
7年	0.280	16年	0.134	25年	0.088	50年	0.045
8年	0.250	17年	0.127	26年	0.085	60年	0.038
9年	0.226	18年	0.120	27年	0.082	70年	0.032
10年	0.206	19年	0.114	28年	0.079	80年	0.028

## 7. 記入方法（「記入例」を参照してください。）

### ●共通記入事項（すべての方が該当します。）

令和7年度償却資産申告書に、必ず住所、氏名、電話番号を記入してください。

増減がない場合でも必ず申告が必要です。「19□資産に増減なし」に✓を記入してください。

申告書についてお尋ねする場合がありますので、対応される担当者の氏名を記入してください。

廃止・解散・休業等の事由がある場合は、「備考」欄にその旨と年月日を記入してください。

### ●資産が増加した場合および新たに資産を取得した場合

種類別明細書に氏名を記入し、増加した資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を漏れなく記入してください。（耐用年数は、所得税の減価償却と同じです。）

「取得年月」の年号は、1—明治 2—大正 3—昭和 4—平成 5—令和（例：令和7年1月取得の場合、「年号：5 年：6 月：1」）です。

「評価額」計算は、必須ではありません。

### ●資産が減少した場合

種類別明細書に氏名を記入し、減少した資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を漏れなく記入してください。

減少とは、滅失・売却に該当するものです。耐用年数切れは減少なりません。現に事業の用に供している資産は計上する必要があります。

### ●令和8年度種類別明細書に訂正等のある場合

種類別明細書の変更箇所のみ赤線で訂正し、変更後の内容を赤字で記入して提出してください。

## 8. その他（税額等）

- 税理士や会計士に委託されている方は、ご相談のうえ提出してください。
- 税率は1.4%です。なお、課税標準額が150万円に満たない場合は、免税点未満のため課税されません。
- 評価額の減価償却は旧定率法で行います。
- 地方税法第353条および第408条に基づいて実地調査を行う場合がありますが、その際はご協力をお願いいたします。
- 正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第358条の規定により、罰金を科されることがあります。

## 9. 主な償却資産の種類

資産の種類	資産の細目
構築物	駐車場の舗装、外構工事、広告塔、フェンス、塀、事業用エレベーター等
機械及び装置	印刷機械、加工機械、製造機械、運搬機械（コンベア、クレーン等）、土木建設機械、旋盤、プレス機、ポンプ、田植機、柿むき機、マメトラ、高所作業車、草刈機、発電・変電設備、太陽光発電設備等
車両及び運搬具	大型特殊自動車等（軽自動車税、自動車税の対象となるものは除きます。）
工具・器具・備品	机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列棚、自動販売機、冷暖房機、医療機器、理容及び美容機器、厨房用具、測定工具、OA機器、音響機器、カラオケ機器、冷蔵庫、テレビ等

## ①償却資産申告書の記入例

申告書の控え(受付印)が必要な方は「提出用」  
一部に受付印を押印してお返しいたします。  
あわせて提出してください。

受付印		令和 8 年 2 月 2 日		令和 8 年度		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)					
高森町長		殿									
所 有 者 者	フリガナ	シモイナグンタカモリマチシモイチダ タカモリマチヤクバ				5	個人番号又は 法人番号				
	住所 〔納税通知書送付先〕	〒399-3193 下伊那郡高森町下市田2183番地1									
	電話番号	0265-35-3111				6	事業種目 〔資本金又は出資金の額〕				
	フリガナ	ティーケイ-モリ									
2	公簿上の住所 又は所在地	上記の住所と違う場合は記入してください。				7	事業開始年月 〔この申告に応答する 者の係及び氏名〕				
3	氏名 〔法人にあってはその 名称及び代表者の氏名〕	株式会社 TK-MORI 代表取締役 市田 柿作									
4	屋号 〔公簿上の生年月日 又は設立年月日〕	年 月 日				8	電話番号 〔税理士等の氏名〕				
資産の種類		取 得 價 額						17 市（区）町村 内における事 業所等資産の 所在地 ① 高森町下市田2183番地 ② 山吹工場 ③ 高森町山吹3618番地 18 借用資産 19 貸主の名称等 20 資産に増減なし 21 該当資産なし 22 転出・廃業・解散・その他（ 備考（添付書類等）	下市田工場 ① 高森町下市田2183番地 ② 山吹工場 ③ 高森町山吹3618番地 18 借用資産 19 貸主の名称等 20 資産に増減なし 21 該当資産なし 22 転出・廃業・解散・その他（ 備考（添付書類等）		
		前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (イ)				計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) (ハ)	
1	構築物	十億 2 512 000	百万 千 円	十億 5 200 000	百万 千 円	十億 2 300 000	百万 千 円			十億 4 812 000	百万 千 円
2	機械及び 装	16 523 000				4 000 000				15 323 000	
3	船舶										
4	航空機										
5	車両及び 運 搬 具	5 642 000				1 500 000				7 142 000	
6	工具、器具 及び備品	2 895 000		1 543 000		1 000 000				2 352 000	
7	合 計	27 572 000		6 743 000		8 800 000				29 629 000	
資産の種類		※ 評 価 額 (イ)	※ 決 定 價 格 (ハ)	※ 課 稅 標 準 額 (ト)		数 量					
土地		十億 千 百万 千 円	十億 千 百万 千 円	十億 千 百万 千 円	十億 千 百万 千 円	十億 千 百万 千 円	十億 千 百万 千 円				

「取得価格」欄(イ)～(ニ)欄へ資産の種類別に記入してください。

(イ)欄 令和 7 年 1 月 1 日以前に取得した資産の種類ごとの取得価格を印字しています。

(ロ)欄 令和 7 年 1 月 2 日～令和 8 年 1 月 1 日に減少した資産の取得価格を記入してください。

(ハ)欄 令和 7 年 1 月 2 日～令和 8 年 1 月 1 日に増加(取得)した資産の取得価格を記入してください。

特例申請書、その他添付書類 一式

その他連絡事項、特記事項

「取得価格」欄(イ)～(ニ)欄へ資産の種類別に記入してください。

(イ)欄 令和7年1月1日以前に取得した資産の種類ごとの取得価格を印字しています。

(口)欄 令和7年1月2日～令和8年1月1日に減少した資産の取得価格を記入してください。

(ハ)欄 令和7年1月2日～令和8年1月1日に増加(取得)した資産の取得価格を記入してください。

申告用紙下半分にあたる「※評価額」欄は、電算処理申告の場合は記入してください。

印字されている登録内容などに、誤りや変更修正がある場合は、訂正や追加記入をお願いします。印字のない用紙の場合は、記入例を参考に必要事項を漏れなく記入してください。

6	工具、備品
7	合計

帳票識別コード		
申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 初期申告	<input type="checkbox"/> 修正申告
処理方式	<input checked="" type="checkbox"/> 一般処理	<input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号		
00000000099999		

10~16 欄

該当に✓を記入してください。

「有」の場合で、

## 10 短縮耐用年数の承認

→国税局の承認を受け耐用年

### 数の短縮を行っている場合

## II 増加償却の届出

→税務署に増加償却の届け出を

### 行っている場合

17 檯

高森町内における資産所在地を  
記入してください。

187

借用(リース)資産について有無に✓を記入してください。「有」の場合は、貸主の名称を記入してください。

19~22 欄

該当する場合は記入してください。

特例申請書、その他添付書類 一式

その他連絡事項、特記事項などありましたらご記入ください。

の場合は記入してください。

## ②種類別明細書(増減資産用)の記入例

令和 8 年度

所 有 者 名	枚のうち
株式会社 TK-MORI	枚・目

### 種類別明細書(増減資産用)

一部減少の場合残りの数量と取得価額を記入してください。

告 區 分 理 方 式	<input type="checkbox"/> 當初申告	<input type="checkbox"/> 修正申告
	<input type="checkbox"/> 一般處理	
申告書等送付番号		

第二十六号 機工別表二（提出用）

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 (注3)			元 日 取 得 (注4)	取 得 價 額 (注5)	耐 用 年 数	申 告 年 度	増 減 事 由 (注6)
						年 号	年	月					
01	1	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	6	6	ト値	2 300 000	10	8	1
02	1	2		太陽光発電設備 10.35 k w	2	5	5	12		2 900 000	17	8	1
03	1	2		旋盤	1	4	16	12		1 100 000	14	8	5
04													
05	2	2		ベルトコンベア	2	3	63	4		2 000 000	14	1	4
06	2	2		クレーン	6	1	4	3		6 000 000	14	4	4
07	2	6		ロッカー	1	2	4	8		2 200 000	15	9	3
08	2	6		机	2	4	16	12		200 000	15	7	5
09	2	6		電子計算機 パソコン	10	5	4	1		343 000	4	4	6
						9				1 000 000			

「取得年月日」欄

年号：

3 昭和

4 平成

5 令和

取得年月：

移動による受入の場合でも、当初の取

得年月を記入してください。

小計 12 043 000

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。

注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。

注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。

注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。

注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」欄に記入する。

注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取

2509 1298 ZHS02

### 「摘要」欄

例を参考に、「増減事由」欄で選択した内容について理由などを記入してください。

課税標準の特例がある資産について、その適用条項

(例 法附則第15条第43項)

2 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示

3 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

#### 4 移転があった資産については、その旨の表示

## 5 その他当該資産の価格の決定にあたって、必要な事項



# 企業の立地・増設等に係る 高森町固定資産税等優遇新制度

高森町では平成29年度から「高森町企業等立地促進に関する条例」がスタートしました。雇用創出、若者の定住等へつなげることを目的として、町内への企業の立地を推進し、あらたに雇用の場を生み出す企業に対しての支援を行います。

## 制度概要

高森町内で新たに企業の立地、増設されることとなった企業に対し、新たに取得した土地や事務所等、または設備等償却資産にかかる、令和8年度から課税されることとなった固定資産税を3年間全額免除します。また、高森町内に新たに設立した法人については立地の翌年度より法人町民税を3年間全額免除します。

## 適用要件

※「新たに」とは、令和7年1月1日以降

①雇用者が1名以上増加すること。

※ただし中小企業でない場合は、増加する雇用者が5人以上または全雇用者の3%以上であること。

②総投資額が500万円以上であること。

※人件費は対象になりません。

※リースによる取得の場合、取得した設備の所有者がリース会社になる場合は対象外です。

③日本標準産業分類におけるサービス業のうち、政治、経済、文化団体、宗教、外国公務等を除くもの、および風営法第2条第1項及び同条第5項から第11項までに定める業者を除くものであること。

④その他施行規則の審査基準に当てはまること。

⑤町税等の滞納がないこと

⑥令和4年度末までに高森町で「先端設備等導入計画」の認定を受け設備を導入し、減免期間を満了していないこと

※①～⑤すべての要件に当てはまる場合又は⑥に該当する場合、固定資産税等を減免します。詳しくは裏面具体例をご確認ください。

※令和5年度以降の先端設備等導入計画認定に係る減免はこの制度の対象ではありません。

※下記のように適用基準をすべて満たさない場合はこの制度の適用になりません。

・現在町内で操業していて、工場を増設するが、雇用人数が変わらない場合。

・工場の増設を行い、新たに雇用するものもいるが、総投資額が500万円に満たない場合。など

## 申請方法

新たに設置する工場、事務所、店舗等の運用が開始された後、令和7年12月26日までに下記の書類をご用意のうえ申請ください。必要な添付書類はそれぞれの様式をご確認ください。

- ・助成企業指定申請書（様式第1号）及び添付書類
- ・事業申請書（様式第2号）

高森町で審査し、助成企業と指定したのち、固定資産税等の課税免除申請の手続きを行っていただきますが、上記の書類を提出いただいた際にご案内します。



申請書の取得は町ホームページ又は役場産業課窓口よりお願いします

高森町ホームページ URL <https://www.town.nagano-takamori.lg.jp>

トップページ⇒しごと・事業者⇒産業振興⇒商工業⇒企業の立地、増設に関する固定資産税等減免について

## 具体例

### 高森町内に新たに工場、事務所、店舗等を設置した場合

- ・設置した工場、事務所、店舗等の土地、物件にかかる固定資産税等を3年間免除
- ・事業のため導入した設備等償却資産にかかる固定資産税等を3年間免除

土地、工場・  
事務所・店舗等  
…3年間免除



導入した設備投資  
…3年間免除

### 高森町内で事業を実施する企業等が、現在操業している工場、事務所、店舗等または導入した設備等償却資産を拡大、増設等した場合

- ・新たに土地、物件等を取得したことによる固定資産税等を3年間免除。
- ・事業のため導入した設備等償却資産にかかる固定資産税等を3年間免除。
- ・法人町民税は、新たに高森町に設立した法人に限り、立地の翌事業年度から3年間免除します。

#### 土地・事務所など

増設前から所有  
していた工場、  
事務所、店舗等  
の土地、物件  
…現状通り課税



新たに増設した事  
務所等や、それにつ  
かわる土地、物件  
…3年間免除

#### 償却資産

増設した事業所  
で新たに導入し  
た設備投資  
…3年間免除



増設前から所有  
していた設備  
…現状通り課税

増設に伴い、町内の  
他事業所から移転  
した設備  
…現状通り課税

## 注意事項

- ・助成企業の認定は、1月から12月までの設備投資等の事業計画に対して行うものです。事業計画が複数年にわたる場合は、毎年申請いただく必要があります。
- ・固定資産税の課税免除は、事業計画により導入した資産等に対して行います。認定の翌年以降に導入した資産等については該当になりませんので、その資産等に対する制度適用を希望する場合には、新たに申請をいただく必要があります。

## 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

制度全般について 産業課 商工観光係 電話 35-9405

税金減免について 税務会計課 税務会計係 電話 35-9413

その他制度の概要については、町ホームページに掲載しています。

高森町ホームページ URL <https://www.town.nagano-takamori.lg.jp>